

PRESS RELEASE

木質バイオマス利活用プラント整備事業に係る住民訴訟の確定判決に基づく損害賠償請求訴訟の判決について

令和 6 年 10 月 2 日、広島地方裁判所において、令和 5 年 11 月 20 日付けで訴えを提起した「木質バイオマス利活用プラント整備事業に係る住民訴訟の確定判決に基づく損害賠償請求事件」について、判決言渡しがありましたので、その結果を下記のとおりお知らせいたします。

■判決内容

訴えの趣旨	判決（主文）
①被告は、原告に対し、2 億 3806 万 1169 円及びこれに対する平成 26 年 12 月 20 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。	①被告は、原告に対し、2 億 3806 万 1169 円及びこれに対する平成 26 年 12 月 20 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
②訴訟費用は被告の負担とする。	②訴訟費用は被告の負担とする。
③仮執行宣言	③この判決は、第 1 項（上記①）に限り、仮に執行することができる。ただし、被告が 1000 万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

本件に関するお問い合わせ

庄原市総務部総務課総務法制係

電話 0824-73-1123

担当者：東、三田

FAX 0824-73-3322